

# 千葉市新港学校給食センター整備事業

## 基本協定書（案）

千葉市

平成 20 年 [ ] 月 [ ] 日

千葉市新港学校給食センター整備事業(以下「本事業」という。)に関して、千葉市(以下「甲」という。)と[応募グループの代表企業及び構成企業](以下「乙」という。)との間で、以下のとおり、基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し、乙が落札者として決定されたことを確認し、甲と、乙が設立する本事業の遂行者(以下「特別目的会社」という。)とが、本事業、本事業に係る資金調達、及びこれらに付随し関連する一切の事項に関する契約(以下「事業契約」という。)を締結することに向けた甲及び乙の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

(当事者の義務)

第2条 甲及び乙は、甲と特別目的会社とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本事業の入札手続における甲の要望事項を尊重するものとする。

(特別目的会社の設立)

第3条 乙は、本基本協定締結後、平成[20]年[ ]月[ ]日までに、特別目的会社を会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社の形態で設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項により設立する株式会社の本社所在地を千葉市内におくこととする。

3 第1項の場合、乙は必ず特別目的会社に出資するものとし、[代表企業]は、特別目的会社の総株主の議決権のうち最大の割合を保有するものとする。また、乙が保有する議決権の合計割合は、特別目的会社の総株主の議決権の2分の1を超えるものとする。

4 乙は、事業契約期間中において、原則として出資比率は変更できないものとする。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲はかかる出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

5 乙は、特別目的会社の定款の変更を行う場合には、甲の事前の書面による承認を得るものとし、変更後の定款の原本証明付写しを甲に提出するものとする。

(株式の譲渡)

第4条 乙は、事業契約上の事業期間が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、保有する特別目的会社の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、甲の事前の書面による承認を得るものとする。

2 乙は、前項に従い甲の承認を得て特別目的会社の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をした場合には、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを甲に提出するものとする。

(仮契約及び事業契約)

第5条 甲及び乙は、本事業に関する入札手続においてすでに提示した入札説明書に記載した事業日程に沿って、仮契約を甲と事業者との間で締結せしめるものとする。

2 甲及び乙は、甲と事業者との間で、仮契約の定めに従い事業契約を締結せしめるものとする。

3 甲は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

(業務の委託、請負)

第6条 特別目的会社による本事業の実施に関し、乙は、新港学校給食センターの設計に係る業務を〔 〕に、新港学校給食センターの工事監理に係る業務を〔 〕に、新港学校給食センターの建設に係る業務を〔 〕に、新港学校給食センターの維持管理・運営に係る業務を〔 〕にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、事業契約が甲と特別目的会社との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し又は請け負わせる者と特別目的会社との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約(若しくはこれに代わる覚書等)を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。

3 第1項により業務を受託し又は請け負った者は、当該業務を誠実に実施するものとする。

(出資者保証書等)

第7条 乙は、事業契約の締結の日において、別紙1の様式による出資者保証書を甲に提出するとともに、特別目的会社の株式を保有する乙以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出するものとする。

(準備行為)

第8条 乙は、事業契約締結前にも、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力するものとする。

2 乙は、前項の準備行為の結果を、事業契約締結後において、特別目的会社に速やかにこれを引き継がせるものとする。

(建設等に関する確認)

第9条 甲及び乙は、事業契約締結までの間において、設計、建設、維持管理、運営の仕様、その他契約、費用などの事項について協議し、確認を行うものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第10条 甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により、甲と特別目的会社との間で事業契約の締結に至らなかった場合、又は議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞ

れ負担するものとし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第11条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、千葉市情報公開条例(平成12年4月3日条例第52号)等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本基本協定書の効力)

第12条 本基本協定は、事業契約締結後も事業契約が継続している間は効力を有し、甲及び乙を拘束するものとする。

(準拠法)

第13条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を一通作成し、甲並びに乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：  
千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長

乙：  
代表企業  
住所  
株式会社  
代表取締役

構成企業  
住所  
株式会社  
代表取締役

千葉市長

## 出 資 者 保 証 書

市と [ ] (以下、「事業者」という。)との間において、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日付けで締結された千葉市新港学校給食センター整備事業契約 (以下「本契約」という。)に関して、株主である [ ] [ ] 及び [ ] (以下「当社ら」という。)は、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

### 記

- 1 事業者が、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日に、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は [ ] 株であること。  
(2) 当社らの保有する事業者の株式の総数は [ ] 株であり、そのうち [ ] 株は [ ] 会社が、[ ] 株は [ ] 会社が、[ ] 株は [ ] 会社がそれぞれ保有すること。  
(3) 当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は [ ] 株であり、そのうち [ ] 株は [ ] 会社が、[ ] 株は [ ] 会社が、[ ] 株は [ ] 会社がそれぞれ保有すること。
- 3 当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。市の承諾を得て、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、市に提出すること。

代表企業  
住所  
株式会社  
代表取締役

構成企業  
住所  
株式会社  
代表取締役

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

千葉市長

## 誓 約 書

市と [ ] (以下「事業者」という。)との間において、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日付けで締結された千葉市新港学校給食センター整備事業契約 (以下「本契約」という。)に関して、当社は、市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

### 記

- 1 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は、 [ ] 株であること。
- 2 当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。市の承諾を得て、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、処分の契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、市に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴し、市に提出すること。

住所  
株式会社  
代表取締役